

労務トラブル、年金相談を特定社会保険労務士の 河原が解決
河原社会保険労務士事務所

紛争解決の代理業務もできる社会保険労務士（特定社会保険労務士）

河原 清市

埼玉県比企郡小川町大塚 98-2 TEL&FAX 0493-72-0554

メールアドレス kawahara@kawahara-sr.com ホームページ kawahara-sr.com/

仕事をしているのに、労働者ではないって、ホント？

昨年の 12 月号の社労士ニュースで、日テレのドラマ「ダンダリン」に出てくる飲食店 **メキシカンファミレスチェーン アティオス** の法律違反の企業内研修について取り上げました。

自主研修という名のもとに、社員を強制的にその研修に参加をさせながら、社長は、社員に全く賃金を支払っていないという実態でした。

今回は、仕事をしているのに、全く賃金が支払われないという件を取り上げます。

ある市町村の広報に、以下の募集が掲載されました。

募集します。平成 26 年度のさわやか相談員

1. 対象 学校教育に理解があり、子どもの悩み等の相談に応じられる知識・経験を有し、昭和 24 年 4 月 2 日～平成 4 年 4 月 1 日に生まれた方
2. 内容 町内の中学校で児童生徒や保護者の相談に対応
3. 条件 1 日 5 時間、週 5 日（祝日を除く平日）、年間 215 日
規定の謝礼を支払います。
4. 定員 3 人（1 校に 1 人配置）
5. 受付 1 月 14 日（火）～31 日（金）午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分（土・日を除く）
6. 方法 学校教育課に次の応募書類を持参してください。
①申込書（所定のもの）②面接日通知用はがき（予め住所・氏名をご記入ください）
7. 問合せ 学校教育課 学校教育担当 ☎ 内線 ○○

この掲載文で、注目したのは、3. 条件の規定の謝礼を支払います。というものです。担当の方に、お話を聞きますと、対象の方は、労働者ではないので、謝礼だけを支払うという回答が得られました。以前、私は、さわやか相談員についての労働条件を調べたことがあります。

今回の場合も、対象者は、①一定の場所（学校）に拘束されている②一定の時間的（午前 9 時から午後 2 時まで）に拘束されている③一定の態度・行動が拘束されている④一定の業務の内容や遂行が拘束されている⑤一定の労務指揮権に基づく支配や監督的に拘束されている。更に、⑥謝礼は、一日当たり 5,000 円である。それに対して、源泉徴収をされるということでした。労働に対する報酬であるから源泉徴収されるのです。この件は、税務課にも確認をとりました。これらから考えると、まさにこのさわやか相談員は、労働者性があると言わざるを得ません。雇用期間の 1 年で雇い止めをした場合を考えてみましょう。もしも、埼玉労働局に訴えられた場合、労働者の謝礼は、一日当たり 5,000 円ですが、これは相談員に対する役職手当とみなされ、更に、1 時間当たりの賃金最低賃金 785 円で 5 時間分=3925 円、1 年間分ですと、785 円×5 時間×215 日分=84 万 3875 円以上の解決金を要求されることも考えられます。早急の改善が必要です。